

津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と独立行政法人国立病院機構福山医療センター（以下「乙」という。）とは、津波時等における一時避難施設としての施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び地域住民等が乙の管理する施設を緊急かつ一時的な避難施設（以下「津波避難場所」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、津波等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を津波避難場所として、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	福山医療センター職員宿舎メゾン川口（2階以上の廊下部分）	福山市川口町三丁目12番28号

（使用不可の連絡）

第4条 乙は、前条の施設が何らかの事情により津波避難場所として使用できないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 甲は、津波避難場所を使用しようとするとき、又は甲及び地域住民等が津波避難場所を使用する必要があると認めるときは、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。津波避難場所の使用を終了するときも同様とする。

（津波避難場所の使用）

第6条 甲又は地域住民等は、大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難勧告又は避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまで津波避難場所を使用できるものとする。

2 避難勧告又は避難指示が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

3 津波避難場所を使用する際には、乙に所属する者が津波避難場所の入口部分を開放するものとする。

（使用料）

第7条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を津波避難場所として使用する場合は、無料とする。

(原状復旧)

第8条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を津波避難場所として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第9条 乙は、津波避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第11条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては独立行政法人国立病院機構福山医療センター事務部企画課において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2016年(平成28年)4月1日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 福山市沖野上町四丁目14番17号
独立行政法人国立病院機構
福山医療センター
院長 岩垣博巳